三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の四第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由
四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由
五　第二十六条の二十五の二第三項第一号に該当する場合　同号の決定をした年月日及び貸付けに関する今後の事業計画
六　第二十六条の二十五の二第三項第二号に該当する場合　同号の決定をした年月日
第二十六条の二十七中「前条」を「第二十六条の二十六」に、「区分に該当する場合には」を「区分に応じ」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第二十六条の二十五第一項第五号」を「第二十六条の二十五第一項第三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「第二十六条の二十五第一項第七号」を「第二十六条の二十五第一項第五号」に改め、同条第八号中「第二十六条の二十五第一項第八号」を「第二十六条の二十五第一項第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「第二十六条の二十五第一項第九号」を「第二十六条の二十五第一項第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二十七の二　第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合　定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）
二　第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合　次に掲げる書面
イ　前号に定める書面
ロ　非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面
三　第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合　第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面
四　第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合　第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面
五　第二十六条の二十五の二第三項第一号に該当する場合　同号の決定があつたことを証する書面
六　第二十六条の二十五の二第三項第二号に該当する場合　同号の決定があつたことを証する書面

第二十六条の二十九の次に次の一条を加える。

第二十六条の二十九の二　前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の三の二第一項の規定により法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五条の四の二第一項の規定により第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

第三十条の十二の見出しを「（個人信用情報の提供を必要としない契約）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の十二の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、前条に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

第三十条の十三第一項第八号中「第十条の二十三第一項第六号」を「第十条の二十三第一項第三号」に改め、同条第二項第三号中「から第四号まで」を「から第七号まで」に改める。

第三十条の十四の次に次の一条を加える。

第三十条の十四の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

第三十条の十五第一項第一号中「前条第一項」を「第三十条の十四第一項」に改め、同項第二号中「第十条の二十三第一項第六号」を「第十条の二十三第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十条の二十三第一項第六号」を「第十条の二十三第一項第三号」に改め、同項第三号中「掲げるもの」の下に「法」を加える。

別紙様式第一号10記載上の注意3中「には、各営業所等に1名」を「は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を」に、「代理店」を「代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）」に、「選任」を「設置」に改める。

別紙様式第八号の次に次の二様式を加える。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第８号の２（第26条の29の２関係）

事業報告書
第　期（平成／平成　年　月　日から／日まで）

財務（支）局長
殿

登録　財務（支）局長　（　）第　号
届出者
番号　知事
（郵便番号　）
住所
電話番号（　）　－
名称
氏名　㊞
（法人にあつては、代表者の氏名）
法定代理人　氏名　㊞
連絡者　所属　氏名
電話番号（　）　－

事業報告書目次

1　貸金業務の概要
2　役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
3　関係会社の状況
4　貸付金の種別残高
5　業種別貸付残高
6　貸付金の担保内訳
7　貸付けの契約における公正証書の作成状況
8　資金調達の状況